

防犯灯新設・移設に係る区長申請について

防犯灯・・・電柱に設置する小型の LED 照明です。横に広がる性質をもち、主に歩道を照らすため、防犯対策に一定の効果があります。※大型の交差点は道路課が設置する道路照明等が望ましい場合があります。

1. 設置可能な条件等

防犯灯は原則中電柱に設置します。（付近に中電柱がない場合など、NTT 柱に設置します。）

【設置条件】

- ・周囲の防犯灯・道路照明・会社の照明等から 25m 以上離れていること
- ・近隣の住宅、農地の同意を得ること
- ・区会、役員会等で承認を得ていること
- ・設置可能な電柱であること(他の添架物がある場合など、設置できません)

⇒この条件を満たす場合のみ、設置可能です。なお、市でも調査するため、例えば 25m 離れているか不明な場合など、ご相談ください。

設置希望場所に電柱がなく以下の条件を満たせば、単独ポールを設置できる場合があります。

- ・電気を引き込むことができること（30m 以内に中電柱がある場合）
- ・原則民地に建柱するため、民地の承諾を得ること(1m 四方の土地の無償提供が必要です)
- ・年間の設置本数の限度内であること

2. 手続きについて

防犯灯の新設または移設の場合は、区長申請が必要になります。

① 以下の書類を市民安全課に提出

- ・小牧市防犯灯の設置等に係る申請書【様式第 1】・・・区長印が必要です。
- ・同意書【様式第 3】・・・近隣の住宅、農地の所有者等の署名が必要です。
- ・承諾書【様式第 2】・・・単独のポールや民地内の電柱に設置する場合必要です。

※毎年度 6 月, 9 月, 12 月, 3 月の第 3 金曜日が〆切で、その後 3 か月程度で設置します。

② 市民安全課で設置可能か現地調査の上、設置可否の連絡

※設置不可の場合のみ、書面通知します。

③ 設置可能な場合、中電または NTT に申請し、許可を得て設置します。

※中電または NTT の許可が得られない場合は設置できません。

※設置後、通電までに 2 週間程度かかる場合があります。

申請書の様式ダウンロード



問合せ先 小牧市 市民安全課 交通防犯係

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地(本庁舎 2 階)

電話: 0568-76-1137 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)



SDGs 未来都市
こまき